

平成 23 年 10 月 3 日
事 務 連 絡

関係各位

厚生労働省社会・援護局
福祉基盤課

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令の公布
について（お知らせ）

いつもお世話になっております。

喀痰吸引（たんの吸引）等の業務などについて定める標記省令が、別添の
とおり本日付で公布されましたのでお知らせします。

今後ともよろしくお願い致します。

《添付資料》

- 省令の概要
- 官報（抜粋）